

平成26年度第2回長崎地域福祉有償運送運営協議会
議 事 録

日時：平成27年1月27日 14:00～16:30
場所：長崎市男女共同参画推進センター
アマランス研修室1、2

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまから、平成 26 年度第 2 回長崎地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>私は、会の進行を務めさせていただきます、長崎市介護保険課の松尾と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず始めに、長崎市障害福祉課長の辻田がご挨拶申し上げます。</p>
課長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>障害福祉課長の辻田でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、大変ご多用の中にご出席を頂きまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日は平成 26 年度第 2 回目の長崎地域福祉有償運送運営協議会の開催となります。</p> <p>今回の協議会では次第にございますように、一般社団法人長崎福祉サテライトさんの登録申請、特定非営利活動法人浦上の丘福祉支援サービスさんの対価の変更、及び今年度の上半期における 3 団体から提出された実績報告についてご協議をお願いするものでございます。</p> <p>どうぞ皆様から忌憚なきご意見をいただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、協議会の定足数についてご報告いたします。</p> <p>本日の協議会については、委員 20 名の内、14 名が出席されており、長崎地域福祉有償運送運営協議会設置要綱第 7 条第 2 項に規定する過半数に達しておりますので、本日の協議会は成立しますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、本日欠席の委員は牧委員、四元（よつもと）委員、橋田委員、三井委員、花田委員、藤本委員でございますが、花田委員につきましては代理として長与町民生委員児童委員協議会副会長の市川（いちかわ）様に、藤本委員につきましては代理として都市計画課公共交通係長の高島（たかしま）様にご出席いただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に会議及び会議録の公開についてお諮りします。この運営協議会は傍聴の申し出があった場合は傍聴を認めており、本日は 1 名の方が傍聴されております。また、会議録につきましても、第 1 回運営協議会同様、委員名をアルファベットの A、B 委員と記載し、ホームページで公開することとさせて</p>

	<p>いただきたいと存じますが、同意いただけますでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご異議無いようですので、これまでと同じく、公開とさせていただきます。</p>
事務局	<p>次に本日の配付資料について確認いたします。</p> <p>お手元に5種類の資料を配付いたしております。A4の1枚ものが2枚ございますが、1つ目が本日の「次第」、次に「座席表」となっております。そして、冊子が3つございまして、1つ目が「運営協議会資料」、次に「運営協議会別冊資料①」、最後に「運営協議会別冊資料②」です。お手元にあることをお願いいたします。</p> <p>なお、別冊資料①及び別冊資料②については、表紙にも記載いたしておりますが、協議会終了後に回収いたしますので、自席の机に置いたままご退席くださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、早速、次第の「2議事」に移りたいと思います。ここからの進行につきましては、会長にお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆様、こんにちは。皆様大変お忙しい中この会にご出席いただきまして、心から感謝いたします。</p> <p>それでは、早速、「2議事」の「(1)協議事項」の「ア自家用有償旅客運送の登録について」ご協議いただきます。</p> <p>今回、一般社団法人 長崎福祉サテライトさんの登録申請について協議されますので、長崎福祉サテライトのご担当の方は、説明を求められた際に、随時、説明を行っていただきます。それから、合意するか否かの協議の時間帯は、退室していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>具体的な協議に入ります前に、まず、運営協議会での協議内容について確認したいと思います。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、お手元の「平成 26 年度第 2 回長崎地域福祉有償運送運営協議会資料」の 23 ページをお開きいただいでよろしいでしょうか。</p>

国土交通省自動車交通局長通知のガイドラインになりますが、これが運営協議会具体的な協議を行っていただく事項になりまして、抜粋して示したものにになります。具体的には「3. 協議を行うに当たっての具体的な指針」の「(1) NPO 等による自家用有償旅客運送の必要性」がある場合とは、バスやタクシー等の公共交通機関のみでは、要介護者や、身体障害者などの移動制約者に対する十分な輸送サービスの確保が困難と認められる場合のことですが、長崎地域の実情に応じてご協議、ご判断をしていただく必要がございます。

「(2) 運送の区域」ですが、運営協議会で協議が調った市町村を単位とするものとされております。

24 ページをご覧ください。「(3) 旅客から収受する対価」ですが、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることが求められております。具体的には、運送の対価は、当該地域内におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2範囲内であること。また、運送の対価以外の対価については、実費の範囲内であること等となっており、申請者が設定された対価の妥当性についてご協議願います。

「(4) 運送しようとする旅客の範囲」については、身体障害者・要介護者・要支援者・その他肢体不自由等の旅客が、他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者となっております。申請書類に旅客の身体状況が記載されておりますので、運送の対象とすることの妥当性についてご判断をお願いいたします。

「(5) その他必要と認められる措置」ですが、道路運送法施行規則上の規定や要件を記載しております。必要に応じ、申請者に対してご確認いただきたいと思っております。説明は以上です。

会 長

はい、ありがとうございます。長崎福祉サテライトさんより、今回の登録申請に当たり、理由、あるいは経緯、地域の現状等について述べていただきたいと思っております。長崎福祉サテライトさん、よろしく申し上げます。

申請者

一般社団法人長崎福祉サテライトの代表理事の朝長と申します。よろしくをお願いいたします。

なぜ、福祉有償運送を始めようとするかということにつきまして、地域の現状と問題点などを踏まえまして、述べていきたいと思っております。

私が住んでいる所の琴海中部自治会の中で、福祉部というのがございまして、福祉部のメンバーは、琴海行政センター、社協、民生委員、介護事業者、認知症サポーターリーダーなど、地域の福祉に携わる方で構成されており、ゲストで毎回包括支援センターの方もお招きしております、月1回会議が行われているのですが、この福祉部の会議の中で、60歳以上の方に困っていることや手伝ってほしいことのアンケートを行い、色々な回答の中に、足回りの不安という項目がありました。今現在、福祉有償運送としてではなく、地域のボランティアとして輸送等をお手伝いしている中で、その会員のほとんどは、今長崎市になりましたが、琴海の北部、中部にお住まいの方がほとんどでございます。長浦岳、尾戸や大平などの半島の、民家がバス停までの距離が長くある方など、そういうところに住まわれている方を輸送しております。

高齢化が進む中、免許を返納する方も多く、独居の方も増えており、若い家族がいるご家庭でも、日中は市内の方に仕事に行っている方が多く、日中独居となっている方々が結構いらっしゃいます。そういう方々が、付き添い人無しで買い物や受診に行くのが難しいという現状がございました。病院や買い物、サロンなどの外出の機会が減ると、引きこもりがちになりやすく、社会活動への参加の意欲が低下することになります。

そこで、現在、既存の交通のバス、タクシー、もちろん介護タクシー、デマンドタクシーもありますが、もっと高齢者にとって暮らしやすい地域づくりの手段として、福祉有償運送という手段があるのではないかと協議の中で話し合いがまとまった次第であります。これが、登録申請の経緯でございます。以上です。

会 長

はい、ありがとうございます。長崎福祉サテライトさんのご説明がございました。委員の皆様方のご質問等があると思いますけども、その前に事務局の方からもう少し、詳しい内容の説明をしていただきたい。その後で、まとめて、ご質問等をいただきたいと思います。

それでは、長崎福祉サテライトさんから提出された登録申請資料について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それではご説明いたします。まず、協議会資料の1ページをご覧ください。登録申請に関する資料につきましては、別冊資料①となっておりますが、主要な登録申請内容等について、他の3事業所と併せてまとめておりますので

ご参照ください。

続いて別冊資料①をご覧ください。表紙を1枚めくっていただきますと、提出資料の一覧表を付けております。全部で41ページの資料となっております。

1ページは、協議会会長あての協議申請書です。2ページから3ページは登録申請書で、3ページにおいて、運送自動車数は2両、うち軽自動車は1両でとなっております。運送しようとする旅客の範囲についてですが、イ身体障害者、ロ要介護者、ハ要支援者、ニその他となっておりますが、こちら申請された時点で私どもが気付いてなくて申し訳なかったのですが、こちらには、イ、ロ、ハ、ニのうち、実際、ご申請いただく旅客の中に、イの身体障害者の方がおられませんので、旅客の中に該当する者がいない区分については申請できないというふうになっておりますので、イの部分については、削除していただく必要があると思っております。

4ページから12ページは定款です。13ページから14ページは履歴事項全部証明書です。15ページは役員名簿です。16ページは、「いわゆる欠格事項に該当しない旨を証する書類」として、宣誓書が提出されております。

次に、17ページは「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」ですが、こちらは、この協議会において合意に至りましたら事務局が作成し、交付することとなっております。

次に18ページから24ページは、「自家用有償旅客運送自動車についての使用権限を証する書類」として、車両運搬具賃貸借契約書、車検証及び自動車保険証券が添付されております。

次に、25ページから28ページには、運転者に関する書類が添付されており、運転者数は2人となっております。29ページは運行管理の責任者の就任承諾書となります。

次に、30ページが運行管理の体制等を記載した書類となります。31ページが「旅客その他の者の生命、身体または財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面」として、宣誓書が提出されております。

次に、32ページから33ページが「旅客の名簿」と「主な身体状況等、態様ごとの会員数」の一覧表となっており、13人が登録予定となっております。34ページから40ページまでは、その13人の方の身体等状況票です。それでは、34ページより順を追って見ていただきたいと思います。

まず、34ページをご覧ください。上段の方は、84歳男性、要介護2で、定期受診以外の通院が利用目的となっており、杖歩行で、認知症がある方です。下段の方は、84歳女性、要支援2で、買い物利用目的となっており、道路状況も通りに入るまで舗装されておらず、認知症があることに加えて歩

行不安定の方です。

35 ページをご覧ください。上段の方は、87 歳男性、要支援 1 で、受診のための通院及び買い物が利用目的となっており、変形性膝関節症のため歩行不安定の方です。下段の方は、88 歳女性、要支援 2 の方で、買い物及び定期受診のための通院が利用目的となっており、両変形性膝関節症で、杖歩行の方です。

36 ページをご覧ください。上段の方は、75 歳男性、要介護 4 で、気分転換のための外出が利用目的となっており、車椅子を必要とする方です。下段の方は、83 歳男性、要支援 1 で、体調不良時の通院が利用目的となっており、両変形性膝関節症、頸椎症により歩行不安定の方です。

37 ページをご覧ください。上段の方は、91 歳女性で、要介護度・等級はございません。定期受診のための通院が利用目的となっており、道路状況も山道で舗装が無く、腰が深く曲がっており、歩行不安定で、介助無しでは外出困難な方です。下段の方は、86 歳女性、要支援 1 で、定期受診や買い物が利用目的となっており、股関節や右大腿骨頸部骨折の既往歴があり、杖歩行の方です。

38 ページをご覧ください。上段の方は、84 歳女性、要介護 1 で、グループホームに入所、趣味の講座への参加が利用目的となっており、歩行不安定、認知症により金銭管理不安の方です。下段の方は 95 歳男性、要介護 1 で、通院が利用目的となっており、車椅子を必要とする方です。

39 ページをご覧ください。上段の方は、94 歳女性、要支援 2 で、通院が利用目的となっており、心疾患があり、歩行困難な方です。下段の方は、90 歳男性、要介護 1 の方で、気分転換のための外出が利用目的となっており、杖歩行で歩行不安定の方です。

40 ページをご覧ください。上段の方は、87 歳男性、要介護 2 で、グループホームに入所、サロンへの参加が利用目的となっており、歩行不安定の方です。

最後に 41 ページをご覧ください。上段は、移送予定人数及び移送予定回数、下段は、旅客から収受する対価となっております。

対価につきましては、2 km以下 300 円、2 km以上は 1 kmにつき 100 円を加算となっており、タクシー運賃の概ね 2 分の 1 範囲内にございます。また、運送の対価以外の対価として、待機料金が 15 分以内無料、それ以降 15 分毎に 200 円が設定されております。

ご提出いただいた資料の説明は以上です。

<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、事務局の方からご説明いただきましたけども、34 ページからの身体状況票において、その中で、利用目的が今回初めて、例えば「買い物」ですとか、「気分転換のための外出」ですとか、あるいは「趣味の講座やサロンへの参加」といった、従来の通院目的以外のものがありました。この点につきまして、副会長からご意見をいただければと思います。</p>
<p>副会長</p>	<p>利用目的については、福祉有償運送のガイドラインの中には、旅客の範囲がありますが、利用目的については、制限はございません。この運営協議会の中で、今までご議論いただいた中では、通院を目的としていました。旅客の範囲は該当するということですが、この身体状況票の中の、36 ページの上段の方の「気分転換の外出」とか、38 ページの上段の女性の方で「趣味の講座への参加」、39 ページの下段の方の「気分転換の為の公園等の外出」などがありますが、交通事業者さんで対応が困難な対象者で、こういった目的を福祉有償運送の利用目的として、必要性があるのかどうか、ガイドラインの中にも書いてありますように、福祉有償運送でやむを得ないというご判断を得られれば、運送の対象として認められるということになります。</p> <p>先程も申し上げましたが、利用の目的の決まりはない。そう言いながらも、何の目的でもいいということではありませんので、福祉の有償運送の必要性という観点から、福祉有償の旅客として該当するというご判断をいただければということになるかと思えます。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。今、副会長のご意見がありましたけども、利用の目的については、制限がある訳ではないというご説明がありました。必要とする理由がしっかりしてれば、変な話ではないということです。皆様方からの質問、意見等ありませんか。</p>
<p>A 委員</p>	<p>利用目的が規制されていないというのはわかるのですが、その場所が基本的に、タクシーとかバスの公共交通機関の空白地帯になっている場所なのかというのが一つと、グループホームというのがありますが、本来グループホームに入っていらっしゃる方は、グループホーム内で対応できるのではないのでしょうか。</p>

申請者	<p>グループホームの利用の方が2名いらっしゃいますが、グループホームは基本、認知症の方が入られる施設であり、その中でご家族の面会がある利用者さん、無い利用者さんがいる。介護という部分の中で全て、必要である介護と、また、毎日外に出たいという利用者さんがおられた場合に、全てを必ず利用者さんの希望どおりに対応するのは不可能であると考えております。その際に、福祉有償運送という手段を使って、利用者の希望により100%に近づけるという意味での、毎回100%の福祉有償運送の手段を使ってという意味ではなく、毎日外出したいという方への支援として考えております。</p>
A 委員	<p>うちの方でもグループホームをやっているのですが、大方だいたい分かるのですが、少なくとも料金が安いからということで使うのであれば、我々も国から許可をもらってですね、利用者さんの安全を担保しつつ、運営しておりますので、ここが本当にこの利用者さんにとって、本当にタクシーが来ない場所であって、本当に不便であるということが証明されれば、これはしょうがないと思いますけど、この辺が僕は曖昧と思いますので、もっとしっかり、具体的にお聞かせいただければと思います。</p>
B 委員	<p>ここの地区は、デマンドタクシーが通っていると思います。デマンドタクシーは100%稼働している訳ではなく、まだまだ、利用できる余地がたくさんあると思います。</p>
会 長	<p>デマンドタクシーについて、事務局の方で資料を準備されておりますので、皆様の方にお配りいたします。</p>
会 長	<p>今、配布いたしました、デマンドタクシーに関する資料について、事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>市のホームページから抜粋したもので、琴海区域のデマンドタクシーと、琴海の尾戸の方にはコミュニティーバスも走っており、琴海地域の交通手段</p>

として市が関わっている資料になります。運行区域を見ていただくと、琴海の地図がすごくわかりやすいのではないかと思います。

委員さんの中に都市計画課の方がいらっしゃいますので、よろしかったら、ご説明をお願いできないでしょうか。

C 委員

琴海区域のデマンドタクシーについて、今お配りさせていただいた資料に基づいて説明させていただきたいと思います。まず、運行する区域ですが、資料の2ページ目になりますが、琴海区域の振り分けをしまして、大きく6つの区域に分けまして、その区域から国道206号線をとありますけど、こちらを繋ぐような形で運行をいたしております。1ページに戻っていただきまして、運休日ですが、土・日・祝日と12月31日から1月3日までを運休といたしております。併せて、予約が必要なものですから、前日までに予約がなかった場合も運休となります。運行時間は午前7時から午後7時まで。運行便数については、先程の6つのエリアに分けまして、1運行エリアあたり1日4便となっております。運賃ですが、大人300円、小人150円となっております。先程も申しましたけども、予約での運行になっておりますので、予約方法になりますが、前日の午後5時までに、ご利用者さんで連絡をするような形で運行いたしております。運行主体といたしましては、有限会社琴海タクシーさんとなっております。

あと、下の方にコミュニティバスというのがございますけれども、こちらの方につきましては、琴海の尾戸半島の方で運行いたしております。運行時間が午前7時30分から午後7時5分まで。運行便数は1日8便、運賃は大人140円～350円、小人70円～180円。こちらの方は、運行主体は長崎自動車株式会社となっております。概要については以上でございます。

会 長

はい、ありがとうございます。だいたいデマンドタクシー概要についてお分かりいただけたと思います。申請者の方から、もう少し説明をいただけたらと思います。

申請者

運行管理者をしております北と申します。よろしく願いいたします。38ページの上段のグループホーム入所の方ですが、こちらの方が通われる趣味の講座の場所ですが、このデマンドタクシーの地図で見ますと、グループホームの位置はエリアの長浦町にあり、趣味の講座の場所が村松町の方になり、

デマンドタクシーでの移動は難しいということになります。

会 長

デマンドタクシーでの移動は困難だということですね。デマンドタクシー自体はこのエリアのみの移動となる訳ですね。

申請者

私の方で補足させていただきます。このデマンドタクシーのエリアのですね、共通部分のエリア、北部、中部、南部共通エリアというのは、2つにまたがっている部分というのは、運行可能区域と認識しております。この共通エリアの中でも、病院受診又は買い物、利用者様が希望された区画に行く場合ですね、共通部分のエリアに病院があり、そして、単なる買い物である場合はデマンドタクシーが利用できるかと思えます。また、補助があれば、先ほど登録している方々はほとんど一人での移動は困難ですので、この方たちをお連れする場合はデマンドでも行けるかと思えます。

ただ、行きたい買い物の場所や、希望の受診病院の場所が、必ずしも、自分の住んでいるところのデマンドタクシーの運行区域に該当するかというのは、現状なかなか難しいと聞いております。なので、デマンドタクシーで、交通機関があるところで降り、バスを利用するということはお一人でいかれる方は可能なんでしょうけど、ここに記載している方々は、一人ではもちろん認知症とかあられる方がほとんどですので、デマンドタクシーを使い、既存のバスを使い、そして、遠出というのは難しいかと思えますので、こういうケースの場合は、この福祉有償運送を利用していただけたらと思っております。

会 長

いま、ご説明いただきましたけれども、皆様いかがでしょうか。

D 委員

この福祉有償運送の中でですね、利用の範囲というところで、イとハについては、事務局の方で、イは範囲者がいないから、登録はできませんよと。そうじゃなくて、イとロは範囲者がいなくても、認定があればできるんですね。ところが、ハとニというのは、運営協議会でないと運行が可能かどうかを運営協議会で決定しないとイケない。イとロは事務局の方で、利用できる、できないかを判断して、ハの要支援とニのその他の障害等については、これは運営協議会で利用できるか、福祉有償を利用するに値するかということに

なります。特に 37 ページの上段の要介護・等級なしは、福祉有償運送でなくてではできないということになりますので、このところを、皆様に追加して皆様にお話しただけたらと思います。

会 長

はい、ありがとうございます。申請者の方いかがでしょうか。37 ページ、上段の要介護度、等級なしですが、この身体状況の必要とする理由あたりをもう少し詳しくご説明をお願いします。

申請者

こちらの 37 ページの上段の方ですが、こちらの方の意向として介護の申請を出したくないというご希望があって、その中で、こちらの方がご自宅が、地図でいきますと、この 206 号線から山間の方に 2 km 程度あがったところに住んでらっしゃいます。ご家族は、日中は仕事をされていて支援はできず、腰がかなり曲がっており、歩行も庭の回りを歩くくらいであれば可能なんですけども、ここから、坂自体かなり角度があり、この方が歩いて、下ってということはかなり難しいところです。また、介護度が出ておりませんが、認知症という物忘れがあり、タクシーを使った時の支払いが困難である。こういうところで、福祉有償運送が利用できればと思います。

会 長

はい、ありがとうございます。その他皆様方からのご意見、ご質問等ございませんでしょうか。中身を見ればですね、この身体等状況票の詳しく必要とする理由のところ見ればですね、例えば、バス停までの距離が 2 km と書いてあります。それから、必要とする理由の中には、認知症があるとか、あるいは、さっきの方ですと、物忘れのと書いてございますけども、少し認知症みたいなどころがあるのかもしれないですね。こういう個別の理由というのは確かにあると思います。しかも高齢でたぶん一人では外出できない状況ですね。皆様方のもう少しご意見ををお願いします。

E 委員

この 37 ページの上段の方ですね、例え本人が認定を受けたくないという話ですね。ご家族もおられて、ご家族が対応できるようであれば、せつかくの支援があるからですね、要介護とか要支援のとか。利用しないということであれば、こういう位置づけをしていただく、どこかで一定の歯止めがかかってないと、歯止めといいますか、どこまで例えば要介護・要支援の要因に

なる要件ということでかかってないと、これはどこまででも広がっていく可能性もあると思います。これは、福祉有償運送に限らず他のことでもそうだと思いますけども、そしたら、この 91 歳の方の事情はすごくわかる。そしたら、周りの方が申請をすればどうですかという、申請をされて認定を受けるといことはできないんですか。なんかあまりにもしたくないからしないというだけではなくてですね、ひとつの境界層といいますか、約束事がありますので。おそらく申請されればそういう状態の方だったならば、支援なりの認定がされるんじゃないか、専門じゃないのでわかりませんが。そういうところがどうか。こういう手続きを、おそらく申請するのが煩わしいという話ではないんですよ。そこのところはわかりませんが、皆さま方が、要介護、要支援なりの認可がとればですね、そうしていただければ、あまりにもこう、拡張された部分に入ってくるものであります。そこのところはどうでしょうか。

会 長 はい、いまのご意見について。

申請者 もちろんながら、申請されたら、要支援、要介護なりがつくと思うのですが、その方を、申請すればいいのではないかというのは、ちょっと、我々がですね、もちろんした方がいいとは、ご家族のためにも、本人のためにもなるかとは思いますが、それは思っておるのですが、今の福祉有償運送の運ぶ・運ばないということにつきまして、二のその他に該当する方ではないかと思ってここに記載した次第であります。もちろん、考え方としては、E 委員がおっしゃったように、周りの、そういうふうな、説得であるとか、情報を与えてあげるとか、そういう動きが必要かとは感じております。

D 委員 福祉有償運送というのは、道路運送法のなかで定められているもので、その他の障害というのは、心身障害とか、認知症とか、そういった方なんです。きちっとそういうふうな、さっき聞きました介護保険の要支援・要介護など、何らかの資格を取ってもらって、無しであれば、運行形態を利用する上では、一応、市役所のいろんな手続きを経て、そういうふうな、要支援でもいいからもらってくださいと、いうようにしないと、これはしょうがないという問題とっております。

会 長

ちょっと、副会長からお願いします。

副会長

運営協議会の資料のですね、23 ページの、抜粋しているガイドラインの3の(1)の①ですね。「福祉有償運送について」です。ここで、福祉有償運送が認められる場合とは、タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか、実施されていても認められる場合と、具体的に地域のタクシー事業者さんの、移動制約者の需要量に対して供給量が不足しているとか、そういったところが、判断の材料になるのかなというところと、身体等状況票の中で、36 ページ上段の方に車椅子の利用とあります。38 ページの下段の方も車椅子が必要ということなんですけど、認定申請をされる・されない、車椅子とか、寝台車とかではないというところもありますので、そういった意味で既存のタクシー事業者さん、福祉車両でやっているところを含めて、福祉限定の事業者さんとかいらっしゃると思いますので、ようするに、事業者さんでこの 23 ページにありますように、いらっしゃるけど、車椅子のお客様が混んでおられて、ポンて来られて対応できないと、そういったところで、ようするに、タクシー事業者さんとか、福祉限定の事業者さんとか、車椅子とか寝台車とか回転シート車とか、ストレッチャーですね、そういったところが、タクシー事業者さんが対応できないというところも、データのなものとか、そういったものがないと、この身体状況票の必要とする理由だけでは、なかなか難しいものがあると思っております。

それと、いまこの資料のですね、ガイドラインの、24 ページの(4)の運送しようとする旅客の範囲において、他人の介助によらず、移動することが困難であると認められ、単独では公共交通機関を利用することが困難な身体障害者、要介護者、要支援者、その他肢体不自由…その他障害を有するものというところで、この身体等状況票の中で、対象者というのは、単独で行くのは困難なというところの方と思うのですが、要支援、要介護の方は、ケアマネさんのケアプランであるとか、介護報酬の対象の部分であるとか、必ずしも、認定しただけでお運びしてということなのか、その辺ちょっとわからないんですけど。総合的にですね、必要であるかどうかというところの、もうちょっとこう、色々な データといいますか、資料等を踏まえて、ご判断・ご検討されることなのかなと思います。

<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 申請者の方から何かございますでしょうか。</p>
<p>申請者</p>	<p>よろしいでしょうか。この登録申請の段階において、個別の身体状況においての必要性ということではなく、この地域において、かつ、タクシー、もちろん、デマンド、介護タクシーすべての交通ですね、鑑みた上で、果たして今この地域はこれで交通網が完成しているのかというのを、まず大前提に考えていただきたい次第であります。身体状況というのは、実際ここに掲載している方々、13名おられはするんですが、地域の状況を踏まえて、ということの説明をしたときに、社協の方、地域包括支援センターの方、民生委員の方、色々な方が含まれている地域の方々が、その中で協議をして、その上で、なお交通手段が不足していると、我々は感じておりますし、この13人の方々の身体状況は、ケアマネージャーを通して集めた訳ではないということ。いま我々は、無償ボランティアという形で、地域の方たちを運んでいるのが現状です。なので、ここに書いてない方も実際います。そして、この方たちにですね、最初の段階で、もし福祉有償運送が始まれば、身体等状況票がないと利用できないからという願いはできるんですが、今は身体等状況票そのものがですね、家族の構成とか、必要とする理由とかですね、逐一情報を集め、ここの記載するのが正直難しい状況にあります。これについては、もちろん一人ひとりですねこの場で協議する上で、集めないといけないとは思いますが、この身体等状況票だけで、交通網がいないかという判断ではなく、まず交通網がどれくらい整備されているかを皆さんご理解していただいたうえで、福祉有償運送そのものが果たしているかどうか、その上で、この人たち、個別の方たちに果たして必要かどうか。順番というか、身体状況票からみた必要性和追加で、ちょっと地域としてみた上で、福祉有償運送の必要性があるかどうかがお聞きしたいなと思っています。</p>
<p>会 長</p>	<p>この運営協議会はですね、出てきた状況について、この協議会で判断する。したがって、申請者の方で一応、そういうふうな情報は出していただく、というふうに考えております。こちらで色々調べるのではない。したがって、運営協議会というのはそういう立場ですので、ここで一から十まで全部調べて、協議するという話にはならない。出てきた情報、申請者に対して、どういうふうに考えましょうかというのが。 この申請者の方で考えられてるシステムを全面的に否定してやろうという</p>

風に僕らは思っていない。そこをちょっと勘違いされている。ですから、さきほど副会長からご意見伺いましたけども、地元のタクシー会社の方で、そういうふうな、準備ができるのか。そういうことだって、本当はもし足りないんだ、全体的に足りないんだというふうな情報をいただければ、その話をもとにこちらで判断する。むしろそういうふうな、状況の説明が足りなかったのではないかと私は思います。

皆様方、いかがですかね。

この協議会の立ち位置は、そういうことだと。出てきた資料に対して、判断しますので、今回は、出てきた資料についてどういうふうに協議するか、ですので、協議をしやすいような状況を作ってほしい、むしろ沢山情報を出してほしいというふうに思います。

D 委員

会長がおっしゃるとおりですね、福祉有償運送という法律の中で、運送しようとする旅客の範囲は、イ・ロ・ハ・ニとありまして、イは身体障害者、ロは要介護者、ハは要支援者、ニはその他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害などの障害を有するものとなっており、その中でイとロは事務局で確認すると、で協議会に報告するとなっており、ハとニについては運営協議会でこの人が福祉有償運送の利用者としてどうなのかを判断することになっていますので、なので会長が言われたのは正しいのかなと。37 ページ上段の要介護度・等級無しというのはありますが、行政なりにそれだけの必要でありますという証明を、要介護なり、要支援なりをもらうとか、あるいは身体が悪かったら身体障害者の手帳をもったらどうかとか、そういうことは要件の中に含まれているのではないかと思います。

会 長

はい、ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。

F 委員

38 ページのですね、世帯状況がグループホームの入所者が利用されるようになっておりますけども、施設入所者が利用するということは、もうちょっとね、よく考えんといかんですね。おそらく、いろんな問題で使われていくのではないかと。これが例えば独居であるとかでしたら、理解できるのですが。こういう問題は施設の方で対処していかないと。施設で解消できませんから、じゃこういうお願いしましょうとなりますと、またいろんな問題が

	<p>でてくるんじゃないか。私は施設の入所者はちょっと外した方がいいのではないかとのお考え方なんです。私の個人的な見解ですみません。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございます。合意するか否かの協議に入ります前に、申請者がいらっしゃるので、ご質問等がございましたら、申請者の方にさせていただきたいのですが。いかがでしょうか。</p>
D 委員	<p>運転者のところなんですけど、2人で運行されていて、一種免許なんですね。福祉有償運送運転者講習の修了証を見ると、51条の16というのは福祉有償運送のことなんです。ということは、これを受けた方は福祉車両のみでないと運転できません。セダン型がありますが、セダン型は乗れないんですよ。セダン型は乗らないということで、申請されるのでしょうか。</p>
申請者	<p>よろしいでしょうか。今現在、福祉車両というのは1台、セダン型が1台とありますけれども、この登録の初期の段階でドライバーというのは、我々2人なんですけども、地域の方がどれだけ登録されるのか、実際のところですね、講習をヘルパー2級相当を取り、この講習を受けないことにはなれないので、登録を先にし、運転者というのは一種免許しか持っておりません。ただ、希望されるボランティアとかがですね、協力してくれることには、ドライバーも一種免許でも乗られるかと思えますけども。</p>
D 委員	<p>一種免許の方がですね、代替講習を受けないとセダン型は使えません。うちの方で代理認定講習を受けるんで、きちっと2つのセダン型及び福祉有償運送の講習を受けないと無理ということです。</p>
副会長	<p>補足ですけど、資料の25ページにあります、参考ということで、道路運送法施行規則に定める要件の②の運転者に求められる要件ということで、今D委員がおっしゃった部分が、中段のところですね、福祉自動車以外の自動車を使用する場合にあっては、というところで、例えば介護福祉士とか、国土交通大臣が認定する講習ですけど、これはセダン型講習という、長崎であれば新西海自動車学校で受けることが可能です。参考までに。</p>

<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。対価の方とかその他につきましても、ご意見・ご質問ございませんでしょうか。タクシー運賃の半分というのは満たしていると思うんですが、それについて、申請者に質問等ございませんでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうかね。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、ご意見も無いようですので、これより合意について協議をいたしたいと思います。申請者の長崎福祉サテライトの担当者の方は、一時、退室をお願いいたします。</p> <p>(申請者退室)</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、長崎福祉サテライトさんから提出されました、登録申請について、ご意見をお伺いしたいと思います。</p>
<p>A 委員</p>	<p>先程から申し上げている、全てを否定するというわけではないんですけども、こういう介護認定等がまったくない、こういう事例があるのかもしれませんが、ここの場でしか話す機会が無い訳ですので、何らかのですね、認定というものが無いとですね、拡大解釈され、それが際限なくこう広がっていったですね、僕はそれが問題かなと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、いかがでしょうか。今の A 委員のおっしゃったことも、私も理解できます。</p>
<p>D 委員</p>	<p>私も A 委員のおっしゃったようにですね、何らかの特にこれ法律のつとつてお願いをしているから、法律に定められている範囲内で、これをクリアしないと、安易な事でしたらこれは段々増えてしまって收拾がつかなくなる状態になりかねないと思います。特に事務手続きにおいて、先程わたしが申し上げたように、福祉車両しか運転できないということですが、それで、認可を得た場合、これはもう我々自身もわからない訳ですから、きちっとしたひとつの法律に沿った形で運行してもらおうというのが一番安全であるんで、</p>

	<p>先程、A 委員が言われたように、二のその他の身体障害の中でも、やっぱりひとつの介護保険の認定とかきちっと受けた中での利用者というのが必要なのかなと思います。</p>
<p>副会長</p>	<p>先程のグループホームとか、デイサービスとかも、そういったこの送迎とかですね、施設を利用するための通院とかいったところの部分の表現については、それは自家用の範疇ということで。これはあの、皆さんご存じだと思いますが、自家用車で、有償で、自動車を使用して、人を運ぶということがタクシーとか、バスとか許可ありますよということで、自家用車で、お金をいただいて、運送した方がいいかなというところの分についてでございますので、グループホームというところであれば、送迎とかですね、施設を利用するところであれば、自家用の範疇でということですよ。そこが、運んでいただくっていう話になると、要するに自家の使用なのか他人の使用なのか、そこを整理していただければ。</p>
<p>G 委員</p>	<p>いろんな意見がありましたけどね、黙って聞いとけばですね、私は内容的に詳しくないからわからんとですけどね、ひとつ気になるのは、ここで今日これを受けたら、どうなるんですか、まず協議をやる。皆さんがおっしゃることは、審査の対象となっていないということですか。例えばですよ、一種の免許では運転できないとか、受け付けるだけで、内容を見ないということですか。それはないでしょ。それは分かっています。</p>
<p>副会長</p>	<p>ここで合意を諮られて、この運営協議会でこういった方々を運んでいくとか合意されたところで、私のところに申請がくるんです。それは私のほうでいろいろな要件を見ます、今日はこういった申請がありますので、皆さん合意を、というところなんです。</p>
<p>G 委員</p>	<p>いまからということですか。申請を受け付けている段階というところなんです。</p>
<p>副会長</p>	<p>こういうふうに、福祉有償運送の登録をしたいと申請があったので、協議</p>

会の中で皆さんの、合意を諮らせていただいたということです。それで、いろんな要件とか、運転手とか車両とかは、ご意見があつてそれはこうだつていうのはいいんですけど、最終的には、私どもの方でチェックいたします。

G 委員 それは、わかりました。地域のことを今おっしゃつたでしょ。あれを受付をするときには、なんか紙かなんかに書いて、こういう地域だから必要なんだと書いてないんですか、どっかに。書いていないんですか。

副会長 書いてありますよ。それですすね、そこで、勝手に運営協議会の合意を諮らずに、運輸支局に登録の申請をするということは無いですよ。いきなり、ここに諮らずに、自家用有償運送に登録申請するということは無いですよ。

A 委員 今の話で言いますと、ここで聞いて初めてここの地域だというのがわかるんですよ。こういう地域が、言われてぱっとイメージが湧くわけでないし、なんかそういうものが事前に、こういう地域だというのがわかっていれば、我々も予備知識で地域に関する運送のことは分かるから、もしよければ、出していただければですね、いいのかなと思うんですけども。

会 長 今日の申請に関しまして、もう少しご協議いただきたい。今は意見があつたのは、要介護とか等級を、このあたりを少しこう明確していただけたらというのが、ひとつの論点でしたね。もうひとつは、グループホームにいらっしゃる方について、もう少し具体的にご意見をいただけたらと思います。

事務局 グループホームの入所者の方は、事務局の方も大変悩んで受付をさせていただきました。入所の方は当然、施設の方がお世話をするというのがあるんですけど、グループホームというのは、他の特別養護老人ホームであつたり、こういった入所系の施設ではなくて、居住系の施設になっており、皆さんが共同で生活するというのが、このグループホームの主旨になっております。ですので、利用者ご自身の意見であつたり、思いであつたりというのは、多少、居住系の施設ですので尊重します。施設の方がきれいに全部介助をするというような入所系の施設ではなくて、認知があつている方が、地元で共同で生活することによって、自立を促していくような施設になりますので、

この中にご自分の意志で趣味の参加をしないと、ひとりでお出かけをしたいという意志をお持ちだったら、施設の方が全部ついていくのは負担になるのであれば、こういった福祉有償運送を利用するのも、ひとつの方法としてあるのではないかと。事務局の方が、意見として求めるのではなくて、事務局の方ではねるのではなくて、この運営協議会の中で協議をしていただきたいという思いで、ここには載せておりますので、これがふさわしくないというのであれば、そういった判断をしていただいて結構だと思います。ただグループホームというのが、入所系の施設ではないということが、この場に載せたという事務局の理由です。

会 長 はい、ありがとうございます。いまの事務局の説明について、半分納得したような気持ちなんですけど。確かによく説明を聞いているとそうなんですよね。集団で生活していると、確かにそういうのがあるのかもしれない。

H 委員 もう少し、説明とかデータとか出されると、私どもは納得して、ああいいなと思うんですけど、おっしゃることはよくわかんないと言いますか、大変さは大変さと言われると、私もよくわからない。データで出していただくと、ああ、なるほどと。タクシー以外の福祉有償運送が必要なんだというのがわかるんですけど、今の状況ですとわかりにくい。そういうのがもっと説明がほしいと思いました。

D 委員 グループホームの方は、要介護1ということで、やはり、本人の希望でこういうことがあり、また、グループホームの方が対応できないということであれば、やはり、考えるべきであるとは思いますが。事務局が言われたように、グループホームというのはホームの中だけで、生活されている。要支援とか要介護とか、障害であれば考えないといけないかなと思います。

会 長 はい、ありがとうございます。皆様、グループホームについてはいかがでしょうか。事務局の説明でかなり納得していただけたのではないかと思います。ただ、一点だけ、要介護、等級とか、その辺で少し歯止めをかけるような考え方は必要なのかもしれませんね。

D 委員	<p>要支援の方は、やはり歩行困難と書いても、どこが困難なのかをというようなことをもう少し詳しく書いてほしいと思います。要介護1と書いていれば、介護が必要な方ということになりますので、要介護1となっているのだから、私はそういう手当をしてあげないといけないのかなと思います。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございます。どうでしょうか。今回の申請を、そのまま合意という訳には行かないとは思いますが。そのあたりをもう少しこう、第1点は、申請者の対象者の範囲ですね。しっかりと、例えば、イ・ロ・ハ・ニの中の、イ・ロ・ハにするとか、少なくとも、何も無いというか、要介護度と等級が何も無いといのはやっぱり、その当たりの少し縛りをかけたいというのがひとつ。それからD委員がおっしゃっていましたが、運転者の講習の話ですね。そのあたりは講習を受けるか、2種免許を持っている方を入れていただくと。いかがでしょうか。やり方はいくらでもあると思います。</p> <p>今回は合意しませんという言い方と、もう一つは2つの条件を課して合意します。今回は要介護度・等級なしの方について、この方を外していただくのか、あるいは認定申請をしていただくか、それからもうひとつは、運転者の講習を受けるのか、あるいは、2種免許を持っている方に入っていくと、の条件を課して合意します。</p>
副会長	<p>条件を付して合意するというのは、合意をしていただいた後、登録する申請の際に、合意が調ったことを証する書類の要件を満たしていなければ私は合意しません。その条件は合意に至るまで条件ということでもいいんですけども、条件を付してというところは必要ない。合意したという要件を満たしてなければ、私は登録しないということになります。申請は私の方で受け付けます。あと旅客の範囲とか今回はありませんけど、利用の目的ということで、皆さん合意しますということであれば、後は登録する・しないは、私どもの判断になります。</p>
会 長	<p>そうしますと、この状態で合意します。ただし、こういう問題点がありますのでそれを改善してください、という意見をつける。</p>

事務局	<p>旅客の範囲については、今介護度がない方がお一人いらっしゃって、そちらについては、整理をしていただくというようなことで、協議会としては、よろしいというようなことでいいでしょうか。申請の要件については最終的に運輸局の方で、判断をしていただきますので、そちらの方での、申請者の方に手続きをしていただくとして、うちの方では旅客の範囲であったり、こちらの要件であったりということで、合意をするということで、整理をするということでよろしいでしょうか。</p>
副会長	<p>これでよろしいと思うんですけど、繰り返しになりますけど、利用の目的というのは、決まりは無いんですけど、気分転換の為の公園の「気分転換」が必要というのを誰が判断するのか、趣味のための講座もこの講座しかダメというのではないんでしょうけど、あくまでも福祉有償運送で、福祉のためにというところの部分ですね、福祉有償運送というのは。そこは要件の分で、ありますんで。あとグループホームとかの部分も、同意書の欄には文言を入れませんが、最終的に登録はいいですよと、私がいろいろ要件を確認するんですけど、ここで決まったということであればこういったところはいいよということになります。そこを改めて、申請を必要とされる方にどうなっているか、ということですよ。あと、違う利用目的でといったところの部分は、そういうときは、協議会に報告するのか、いやそれはいいというふうになるのか、いままでは通院の目的とかいうところで、限定されていたんで、そこを皆さんの合意で、いや聞いていなかったとか、いやそういうことではなかったとか、そういう議論が無いとしたところは押さえておく必要がありますので。</p>
会長	<p>あの、今考えてみて難しい問題だろうと思うんですよね。福祉有償運送で、利用目的というのは、法律上は明記されていないというのが基本ですよ。その中でじゃあ、認めるのか。あるいは、行くもなにも、そこに行くか、行かないかというのは、完全な自由という訳にはいかないと、その中で、この協議会が果たす役割ってというのはやっぱりあると思うんですよね。</p>
A 委員	<p>難しい問題だと思いますね。例えば、グループホームの方々の趣味の講座の参加というのは理解できるんですけど、これは、やっぱりあの認知症を進</p>

行させないために、そういうものに参加して遅らせるとか、治療の一環みたいなものですよ。

B 委員

基本はやっぱりこの地域に福祉タクシーが走ってないということじゃないですか。気分転換の外出というのは、ここは別に福祉は入っていないようだけれども、ここをどう判断するために、もう少しこの申請書の内容の資料をつけていただいて、あくまでも、この基準がありますよね、これに沿うような形での申請書ができあがらないと、おそらく運輸支局も大変でないかと。また、地域の住民の方々が困っているんですよというのは、そこは、この地区に限らず、他の地区も多々あるんですよ。だから、こういうことをするんですよというのは、福祉有償運送の主旨には沿わない。あくまでも、要介護とか、要支援とかいう人の生活の困っているから運ぶんですよというものだろうと思うんですね。ですから、ボランティアでやってますよ、何々でやってますよというのは、それは、あなた方の申請者の事情であって、申請の理由ではない。ボランティアであるとか、住民の要望があるとかですよ、それは理由ではないと思うんですね。あくまでも、基本はこの、ガイドラインの抜粋の中の要件に沿うような要件を備えてないと、認可とか許可というのは、おそらく民間とか旅客の側もむずかしいのではないかなと。役所の方の所でも同じかなと。

事務局

申し訳ないですけど、こちらの身体等状況票の方にですね、旅客をあげてありますが、かなり申請者の方とお話しをさせていただいたんですが、会長さんや副会長さんが言われたように、規制がないものですから、私達が申請の前の段階で、こういう人を旅客に入れてはいけないという理由というのが見えなかったんですよ。あくまでも協議会の中での話しの中で決まることになるので、この人をこの旅客の中に入れてはいけませんよというのが、事前にはねることができないというか、はねる根拠がないので、事務局としても、ただ事情は詳しく説明してくださいね、こういう事例はいままでないですから、説明は必要となりますよというのだけは、再三申請者の方には言ったんですけども。最終的には協議会の中で合意するか否かを決めていただくので、私どもとして事前というのは難しかったというのが実情なんですよ。十分、いままで出てきたのと違いますので、そこが問題になるというのは考えてはいたんですけども。ですので、やはり協議会の中で、ここについて、説明が必要だということであれば、こういうことお話しして追加資料を提

出してくださいなり、なんなり、お話があつてはいいのかなとは思いますが。

A 委員

よければですよ、例えばですね、今言われていたことなんですけど、やっぱり気分転換とか、実際主旨が違うのかなと、むしろそういったのはだめですよと、言ってもらった方がすっきりするんですけども。本当に差し迫ったやはり通院とか。

会 長

法律上はまず、利用の目的の規定はない。さっきの、37 ページの要介護度なし。この方、実は運送しようとする旅客の範囲の中の、イ・ロ・ハ・ニのニに該当する。これは、ただし、やり方ですよ。二に入る可能性はある。ですから事務局としてはそういう対応をとっている、ということですね。ですから、ある程度この協議会に実は任されているということでもあるんですよ。今そのためにその議論をしているんですけども、少なくともその、運送しようとする旅客の範囲の中では、二というのはあんまり、きちっと理由が認められる場合以外は、少し歯止めをかけるのをしにくいので、そういうふうに言われてしまう可能性があるんで、そこは少し気をつけましょうと。次に意味は私はいいいと思うんですよ。ただしですね、確かにこう、気分転換という書き方はふさわしくないかもしれない。ふさわしくないかもしれないけども、その中身を見ると、そうすることによって、福祉の効果は、一定程度認められるのではないかな。というふうに私は解釈しております。例えばそのさっきの協議の中でも説明しましたけども、2つの選択肢があるんだと。合意できませんというのか、合意しますがこういうことなら合意します。条件をつけて合意しますという2つのやり方があると思うんですけども。合意しませんというやりかたもあると思うんですよ。合意しませんという理由は、少しそのあたりを整理してきてください。という見方もあると思うんです。いかがでしょうか。

事務局

すみません、事務局の方から、次の審議事項もございますので、協議の予定の時間も過ぎておりますので、会長さんがおっしゃられたように、皆さんの同じ問題になっているのは旅客の範囲のことだと思いますので、旅客の範囲についてもう一度、整理をし直してから、改めて協議を、第2回目の協議を行うという一つの案と、今回この部分についての整理をきちっとしてもらって、そのことを条件に合意をする。というこの二つで会長さんの方から

	<p>どちらにしましょうかというふうにご提案をいただいているかと思しますので、こちらの方でご協議をいただいてもよろしいでしょうか。</p>
会 長	<p>いかがでしょうか。まあ問題点は出尽くしたと思うんですよね。一つの大きな問題というのは、どっかで歯止めをかけたいという気持ちがある。旅客の範囲の中で、少なくとも、二については、明確な理由がある以外は避けたい。ということでよろしいですか。具体的には37ページですか、37ページの方に関しまして、少し考えていただく、検討していただく。ということ、意見とし付け加えるということよろしいですか。</p>
D 委員	<p>合意する場合の条件は。</p>
会 長	<p>条件というのを実際には判断されるのは、運輸支局の方ですから、許可するのは運輸支局ですから、さっきD委員がおっしゃった、免許証の話というのは、運輸支局の方で判断していただく。もちろん、それを条件としても構わないと思います。</p>
副会長	<p>具体的な合意が調った証明書ですけど、特に条件を付するところはないと思います。条件にもし違反したときはどうなるとか、どこにも書いていませんので、皆さんがそれはいいという判断が、いまの状況では材料が無いんです。ですから改めて、今話す部分は旅客の範囲の部分ですから、もうちょっとくわしい部分とか、先程私が申し上げた、今の琴海区域のタクシーの、福祉の車両のと併せてやるとか、そういったところも改めて、資料を提出いただいて、そこで最終的に、合意をというのがいいのではないのでしょうか。</p> <p>条件を付したときに、条件を記載したものを私が見たときに、その条件が皆さん合意しているかどうかというのが、私どもが判断しようがない。だから、今回は条件を付すというところは申請者に伝えて、資料を提出していただいたところで、最終的に確認、作成しますということになるかと思えます。</p>
事務局	<p>もう一度協議会を開いて、ということですかね。</p>

副会長	<p>いろいろ意見が出たけど、最終的にはよくわからないというところがある。というのが、西海市も運営協議会をやっていますから、こちらの方ではこういうやり方、あちらの方ではこういうやり方。それは運営協議会の合意ですから、それはそれでいいんですけど、そこはみなさんが共通の認識を持っていただいた方がいいんだということです。</p>
会 長	<p>いかがでしょうか。</p>
I 委員	<p>もう一度した方がいいと思います。条件の資料をもう一度提出していただいて、もう一度開催したほうがいいと思います。</p>
J 委員	<p>副会長がおっしゃったように、この利用目的の書きぶりですね。条件を付け加えて、整理していただいた方がいいと思います。</p>
会 長	<p>よろしいですか。じゃあ、こういうことでいきたいと思います。次回の運営協議会で再度協議したいと思います。皆様の意見を申請者にお伝えしたいと思いますので、ここで、長崎福祉サテライトさんに再度入室をお願いしたいと思います。</p> <p>(申請者入室)</p>
会 長	<p>今回の長崎福祉サテライトさんの登録申請については、今、協議をいたしました。残念ながらですね。合意には至りませんでした。</p> <p>理由は、いくつか意見が出たんですが、ひとつは、運送しようとする旅客の範囲のなかで、問題となったのはですね、37 ページの上段の方です。要介護度・等級、これについて無しと。ようするに、別冊資料①の3ページをご覧ください。運送しようとする旅客の範囲の中でイ・ロ・ハ・ニ、この中のこの方はニに該当するということなんですね。この協議会としては、明確な理由が無い限り、少なくともイロについては無条件に OK にしますけども、ハニについては、少し慎重に議論したい。特にニに関してはですね、やっぱ</p>

りあの、明確な理由がないという。私たちは、実際の具体的な状況がわかりませんので、もし、本当に必要であれば、本当に必要であるという理由をもっと明確に示していただきたい。ということでございます。

それから、もうひとつはですね、利用の目的について。これは書き方だろうと思うんですが、気分転換のためとか趣味の外出というのは、やっぱりその福祉、こういうシステムを使って運行するにふさわしい理由なのか。確かにですねこれだけじゃありません。必要とする理由というのを書かれています。でも、書き方があるんじゃないでしょうか。気分転換をして、気分転換をすることによって、今の状況が改善されるとかですね、そういう書き方はあるかと思えます。やっぱり皆さん合意しやすいような書き方にしていたらと思えます。

デマンドタクシーの状況は、よくわかりました。

もうひとつの、福祉タクシーの状況です。琴海地域の福祉タクシーの需要はたくさんあるかもしれないし、私たちには状況はわかりません。そのあたりをもう少しこう、しっかりと情報を出していただきたい。福祉タクシー、例えば、全然台数がこう足りないだとか、そういうことも調べていただいてですね。

運転者につきましても、2種免許を取得した方が必要になると、あるいは、講習を受けるのか。というふうなことが必要になると思えます。

こういうふうな内容を充実・整理していただきまして、再度、協議をしたいというふうに思えます。

再度、申請いただいて、次回の運営協議会で、再度協議いたします。

申請者

質問をよろしいでしょうか。旅客の範囲の二の肢体不自由の部分を明確にということですが、肢体不自由の状態を例えば、明確にということですが、例えば、どのようなものがあるのでしょうか。

会長

私たちは具体的に専門ではありませんので、不自由という形をもう少し詳しく説明をと思えます。

副会長

国土交通省と厚生労働省で、旅客の範囲についての判定というところで、障害とか疾病を証するものとして、医師の診断書とかですね。それが無理であれば、地域包括支援センターとか、障害者生活支援センターなどで作成し

た身体状況とかというところでは。まあ、これじゃないといけないものではないんですけど。ようするに、身体などがご不自由なというところを、何をもって判断するかというところを、こういった専門的なところからのものになろうかと思えます。

会 長 いま、説明がありましたけども、もう少しよろしく願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、次の議題に移りたいと思いますので、申請者は、席の移動をお願いいたします。

(申請者、席の移動)

会 長 次に次第の「2 議事」の「(1) 協議事項」の「イ旅客から収受する対価の変更について」ご協議いただきます。

申請者は、本協議会委員でもある浦上の丘福祉支援サービスさんですが、先程と同様、申請者席にご移動をお願いいたします。説明を求められた際に、随時、説明を行っていただきます。また、合意するか否かの協議の時間帯は、退室をお願いいたします。それでは、浦上の丘さん、申請者席へ移動をお願いいたします。

(申請者、席の移動)

事務局 事務局の方から説明いたします。

それでは、浦上の丘福祉支援サービスさんから提出された申請資料について、事務局から説明いたします。資料は、お手元に配布しております、「運営協議会資料」の2 ページから4 ページになります。資料の3 ページをご覧ください。

今回、浦上の丘福祉支援サービスさんから、平成 26 年4月からの消費税の増税や燃料費の高騰により、現状の対価では運営が厳しいことから、対価の変更の申請がっております。

変更前、変更後の対価を記載しております。変更前は、2 km未満 200 円、2 km以上 4 km未満 400 円、4 km以上 5 km未満 500 円、5 km以上 10 km未満 600 円、10km 以上が 700 円と上限がございましたが、変更後は、2 km以下は 200 円、2 km を超えた場合は 1 km につき 100 円を加算となっております。この変更により 7 km を超えた部分に変更されることとなります。2 km 未満はその

ままですね、3 km未満が 300 円、4 km未満が 400 円、5 km未満は 500 円、6 km未満は 600 円になりますので、7 km未満が今まで 600 円となっていたところが 700 円、800 円と段階を経て上がって行って、上限で 700 円となっていたところが、1 km増すごとに 100 円加算というような対価の設定となっております。

また、今回、運送の対価以外の対価としまして、介助料として 30 分ごとに 500 円が設定されております。その裏、4 ページをご覧ください。運送の対価につきましては、タクシー上限運賃の概ね 1/2 の範囲内であること、運送の対価以外の対価について実費の範囲内であることとなっておりますので、この変更するにあたって積算された資料を載せておりますのでご参照ください。また、資料の 1 ページにも、旅客から収受する対価について、他の事業所と併せてまとめておりますので、ご参照いただければと思います。説明は以上です。

会 長 はいありがとうございます。ただいまの説明について、委員の皆様から何か質問、意見等ありませんか。
よろしいでしょうか。

それでは、ご意見も無いようですので、これより合意について協議いたします。申請者の浦上の丘福祉支援サービスの担当者の方は、一時、退室をお願いいたします。

(申請者、退室)

会 長 それでは、浦上の丘福祉支援サービスさんから提出された旅客から収受する対価の変更申請について、ご意見をお伺いしたいと思います。

D 委員 12 km以上はどうなるんですか。1,200 円が上限ですか。

事務局 ずっと 100 円足していくような形になりますので、1,200 円が上限ではなく、ずっと 100 円追加されていくような形になります。

会 長 よろしいですか。他にございませんでしょうか。

	<p>いままで上限があったのが上限をとっぱらった。そういうことですね。よろしいですか。</p> <p>それでは、大きな変更ではないと思うのですが、浦上の丘福祉支援サービスさんの変更申請につきまして、合意することとしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
会 長	<p>それでは、浦上の丘福祉支援サービスさんの変更申請については、合意することといたしました。協議の結果を申請者にお伝えしたいと思いますので、ここで、浦上の丘福祉支援サービスさんに再度入室をお願いしたいと思います。</p> <p>(申請者、入室)</p>
会 長	<p>今回の浦上の丘福祉支援サービスさんの変更申請につきましては、協議の結果、合意することとしましたので、よろしくお願いいたします。なお、「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」については、後日、事務局より交付されることとなります。</p>
会 長	<p>次の議事に移りたいと思います。浦上の丘さんは、委員の席にお戻りください。</p> <p>(申請者、席の移動)</p>
会 長	<p>ちょっと提案ですけど、時間が大幅に過ぎておりますね。報告事項ですね、次回にするよりは、もう、簡単にさせていただいて、いかがでしょうか。</p> <p>では、簡単をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告事項の資料は、「運営協議会資料」と「別冊資料②」なります。まず、資料の 5 ページ、6 ページになっております。事業者のほほえみながさきさんと、浦上の丘支援サービスさんと、恵仁会さんからご提出いただいた資料については、事務局の方で内容を審査・確認させていただいております。「会</p>

員数の推移及び輸送実績一覧」及び「運送回数・対価等の推移」については、資料の 5 ページ及び 6 ページに記載をしております。

また、その他、変更点につきまして報告いたします。8 ページ、ほほえみながさきさんで、運行管理の責任者で、3 番の河本さんが追加となっております。その関係上、専従する責任者等と運行管理の責任者が河本様に変更となっております。事故、苦情はございません。

ほほえみながさきさんの、登録者数で、新たに会員になった方ですけど、3 ページの番号 37 から 4 ページの番号 42 までの 6 人となっております。6 人の方については、それぞれの身体状況票を添付しておりますが、6 人の方すべて、身体障害者 1 級をお持ちで、人工透析による通院を目的としております。

次に浦上の丘さんですが、こちらについても、前回の報告から、運行状況、運行車両の数等に変更はあってございません。事故、苦情件数ですが、どちらも 0 件となっております。新しく旅客となった方については、身体等状況票が、15 ページから 25 ページまでとなっております。この中で、要支援の方が 21 ページ、下段の方になります。他の方は要介護の方になりますので、この方だけご説明をさせていただきます。要支援 2 の方で 71 歳男性、ご家族と同居されています。自宅から車道まで約 5 段の階段があり、現在慢性腎不全、慢性貧血、糖尿病、白内障があり、下肢筋力の低下に伴い、歩行にはふらつきが見られます。透析患者であり、透析後に血圧が上昇することが多く、ふらつきがあるため、移動・移乗時は転倒に注意しながら、介助員が対応を行うという状態の方です。利用の目的は通院となっております。

最後に、恵仁会さんでございますが、恵仁会さんは、特に前回の報告から変更はございません。旅客についても新たに登録された方はおりませんので、身体等状況票もつけておりません。

以上、変更点と協議に係る分だけご説明をさせていただきました。

会 長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明がございました。委員の皆様から何か質問、意見等ありませんか。
よろしいですか。

まあ、大きな変更はないということで、よろしいですかね。

それでは、最後に次第の 2 議事の (3) その他の「自動車事故報告について」ですが、副会長より連絡事項があるということで、お願いいたします。

副会長

すみません。時間もありませんので、資料の7ページ。ご覧頂いて、自動車事故は、報告する事故とありますけども、こういった事故の起こした場合は事故報告書を提出していただくというところと、この運営協議会にですね、そういうふうな運行管理とか運転手さんに出す資料とか、今後事故を引き起こさないための対策というところ報告していただく。といいますのが、同じ運営協議会ですね、この長崎でない地域で、坂道で、駐車したときに、ギアがバックに入ったままですね、車道でだまって車が後退して衝突し、怪我するという、重体事故がっておりますので、それでみなさん御承知のとおり、高齢者の交通事故死亡事故多発警報ということで言われますので、くれぐれも事故が起こらないようにというところですよ。で、新聞記事ですね。長崎ですと路面電車ですね、これはトラックなんですけど、こういったところも含めてですね、十分に安全な運行をお願いしたいということです。

会 長

はい、ありがとうございます。何か、今の。よろしいですね。

本日の議題についてはこれで終了いたします。大幅に議事が遅れて申し訳ございませんでした。

事務局方から何か連絡事項とかございませんでしょうか。

事務局

誠に申し訳ございませんでした。

先ほど、ご指摘をいただいた点についてはですね、この福祉有償運送運営協議会というのは、先ほどもお話しがございましたように、輸送の安全の確保、あと旅客の利便の確保に関する方策等を協議するというところで、非常に重要な位置付けですね、今後申請をなされる法人の方は、このことに関しては慎重に対応していくことが必要でございます。必要な事項については、今後事業者の方にも資料を求める。あるいは皆さんの協議に必要な資料を出せるように、こちらの方も事務局としても配布していきたいと思っております。

次回の運営協議会では、引き続き、長崎福祉サテライトさんの申請について、ご協議いただくことになるかと思っております。次回の日程については、申請者の資料の提出の時期を見て、会長と協議の上で決めさせていただきたいと思っております。以上になります。

会 長

事務局から次回の日程等について、説明がありましたが、何か質問はありませんでしょうか。

よろしいですか。

皆様、長時間ありがとうございました。本日の協議会はこれで終了いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。